

# AFP再認定要件と手続きについて

	再認定要件	手続き
<b>1</b> <b>継続教育単位の取得</b>	<p> <b>A</b> 一般会員移行日から、<b>1年以内に「FP実務と倫理」1単位以上を含む3課目以上で、22.5単位を取得し、所定の手続きにて再認定の申請を行う。</b>  <b>B</b> 一般会員移行日から、<b>2年以内に「FP実務と倫理」1単位以上を含む3課目以上で、30単位を取得し、所定の手続きにて再認定の申請を行う。</b> </p> <p>※SG・講師・執筆の場合、有効単位数の上限は必要単位の50%までです。</p>	<p>AFP資格再認定申請書類を協会までご請求いただき、AFP再認定の申請手続きをしてください。便利な再認定専用のオンライン申請手続き方法もあります。お手続きは「Myページ」から。</p> <p>※「Myページ」からの単位申請だけでは、再認定の手続きは完了しません。          ※AFP再認定の申請にあたって、単位取得証明書類の提出が必要な場合があります。</p>
<b>2</b> <b>AFP登録審査試験の合格</b>	<p>協会が実施するAFP登録審査試験に合格し、所定の期限(合格日が属する月の翌月1日から6カ月以内)までに所定の手続きにて再認定の申請を行う。</p> <p><b>(AFP登録審査試験の概要)</b>          全国に設置された受験会場において実施。PCに用意された問題に、マウスやキーボードを使って解答するものです。設問50問に対し、60%以上の正解を持って合格となります。詳細は日本FP協会ホームページをご参照ください。</p>	<p>AFP登録審査試験の試験終了後、試験会場で試験結果「AFP登録審査試験結果通知」をご本人に渡します。</p> <p>AFP登録審査試験に合格後、AFP資格再認定申請書類を1週間から10日後程度で送付しますので、AFP再認定の申請手続きをしてください。</p> <p>便利な再認定専用のオンライン申請手続き方法もあります。お手続きは「Myページ」から。</p>
<b>3</b> <b>2級FP技能検定の合格</b>	<p><b>2級FP技能検定を受検して合格し、所定の期限(合格した試験日の翌々年度末)までに所定の手続きにて再認定の申請を行う。</b></p> <p>※すでに「2級FP技能士」をお持ちの方は、2級FP技能検定を受検申請する場合、学科試験を免除申請することができます。</p>	<p>2級FP技能検定合格後、AFP資格再認定申請書類を協会までご請求いただき、AFP再認定の申請手続きをしてください。</p> <p>※試験に合格した場合、合格証書とともに会員登録申請書が同封される場合がありますが、再認定専用の申請書類がありますので、協会にご請求ください。</p> <p>便利な再認定専用のオンライン申請手続き方法もあります。お手続きは「Myページ」から。</p>
<b>4</b> <b>AFP認定研修の修了</b> <b>(1級・2級FP技能士取得者のみ対象)</b>	<p><b>AFP認定研修(技能士課程)を受講して修了し、所定の期限(修了日の翌々年度末)までに所定の手続きにて再認定の申請を行う(1級・2級FP技能士取得者のみ対象)。</b></p> <p>※AFP認定研修(技能士課程)を開催している認定教育機関は、日本FP協会ホームページをご参照ください。</p>	<p>AFP認定研修(技能士課程)修了後、AFP資格再認定申請書類を送付しますので、AFP再認定の申請手続きをしてください。</p> <p>( AFP資格再認定申請書類発送までお時間がかかる場合がありますので、AFP再認定をお急ぎの場合は協会までご請求ください )</p> <p>便利な再認定専用のオンライン申請手続き方法もあります。お手続きは「Myページ」から。</p>

## 退会者の方

日本FP協会を退会した方は、②③④のいずれかの再認定要件を満たし、手続きをすることで、AFP再認定を受けることが可能です(お手続き方法は異なります)。退会者の方がAFP再認定を受ける場合、入会金10,000円(課税対象外)、年会費12,000円(課税対象外)が必要となります。

※会費未納による退会となった方は、再認定(再入会)できない場合があります。